

中部国際空港 周辺における 高さ制限が変わります!

2025年(令和7年)2月17日から

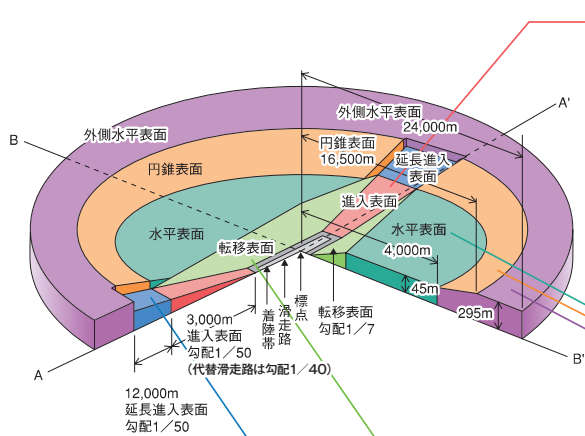
現滑走路の東側210mに代替滑走路を整備するにあたり、
中部国際空港に新たな制限表面が設定されました。



空港周辺における建物等設置の制限について

中部国際空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があります。そのため、航空法により設置できる物件の高さが制限される「制限表面」と呼ばれる区域が設けられています。制限表面を超える物件（建物、避雷針、テレビアンテナ、工所用クレーン・足場等の仮設物、錨泊船、植栽等含みます。）を設置することは、原則として、航空法で禁止されています。

制限表面概略図



進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ現滑走路は50分の1の勾配、代替滑走路は40分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。(航空法第2条 第7項)

水平表面

飛行場の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。(航空法第2条 第8項)

転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第2条 第9項)

延長進入表面

現滑走路の進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方（勾配50分の1）への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。(航空法第56条 第2項)

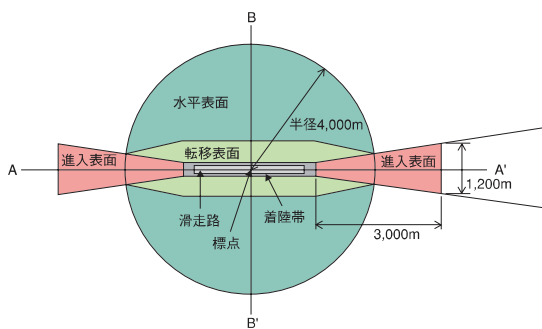
円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条 第3項)

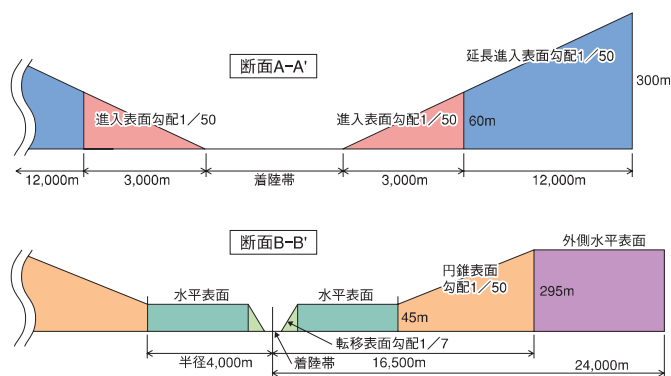
外側水平表面

円錐表面の外縁を含む水平面であって、その投影面が飛行場の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条 第4項)

平面概略図



断面概略図

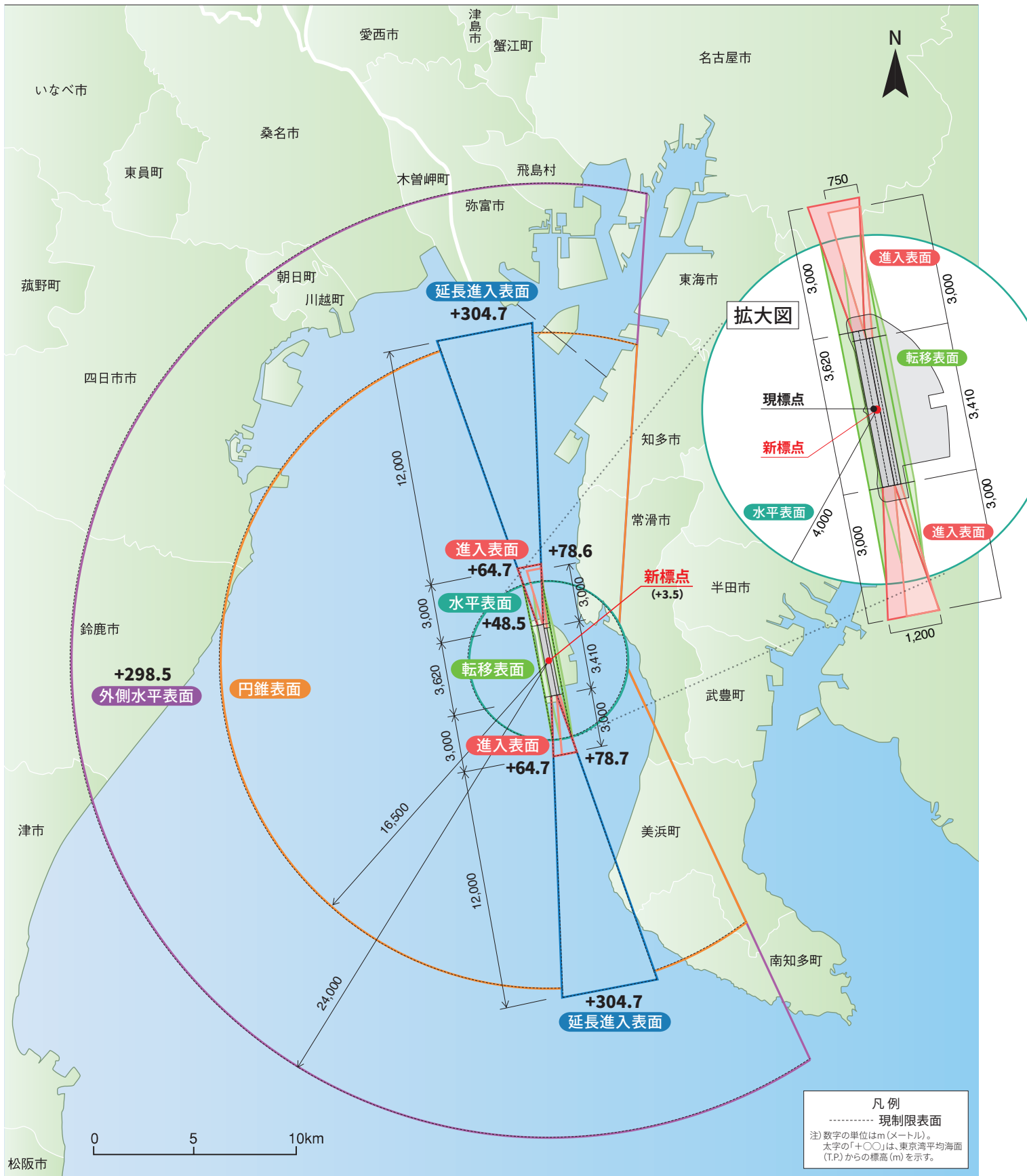


代替滑走路事業について

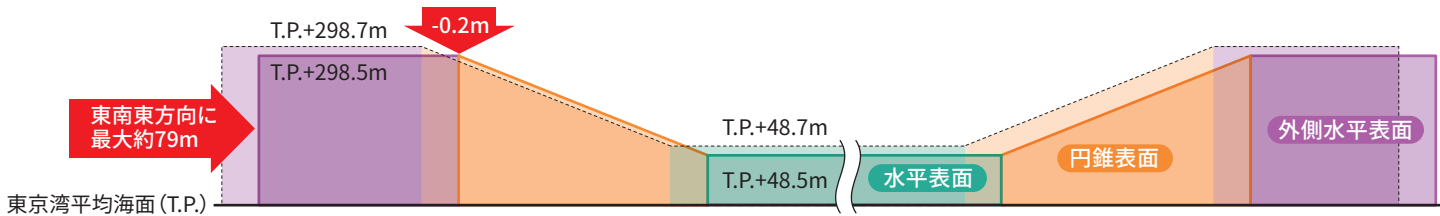
中部国際空港では、大規模補修時においても継続的な空港運用を可能とすること及び完全24時間運用を実現すること等を目的として、現空港用地内の誘導路1本を転用して代替滑走路を整備します。

それに伴い、2025年2月17日、国土交通省より新たな「制限表面」が設定されました。(令和7年国土交通省告示第93号)

● 制限表面図(平面図)



● 制限表面(水平表面・円錐表面・外側水平表面)の変更イメージ



現制限表面、新制限表面の適用時期

令和7年国土交通省告示第93号
(2025年2月17日)

代替滑走路供用開始
(2028年3月31日予定※)

現制限表面

新制限表面

※工事進捗等により変更となる場合があります。

制限表面確認WEBサービス

建設工事やクレーンの使用等の際には、「制限表面確認WEBサービス」にてご確認をお願いします。
以下のURLもしくは右の2次元コードよりアクセスください。

<https://secure.kix-ap.ne.jp/centrair/>

制限表面に関するお問い合わせや、「制限表面確認WEBサービス」に関するお問い合わせは、照会窓口までご連絡ください。



参考事項

- ① 上記回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等の地上からの高さが60m以上の場合については、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害灯、昼間障害標識またはその両方の設置が必要です。詳しくは、国土交通省大阪航空局航空灯火・電気技術課指導係(06-6937-2766)へお問い合わせください。
- ② 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行許可(航空法第132条関連)につきましては、国土交通省航空局ホームページ「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」をご参照ください。
以下のURLもしくは右の2次元コードよりアクセスください。
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html



照会窓口



中部国際空港株式会社

Central Japan International Airport Co., Ltd.

空港運用本部 空港運用部 飛行場運用グループ

TEL:0569-38-7555 FAX:0569-38-7551(平日9:00~12:00 及び13:00~17:00)